平成２５年（フ）第２８８号
広島県東広島市高屋町桧山749番地２　プチコート205
破産者　松野　泰樹
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２９６号
広島市安佐北区安佐町大字飯室1603番地１402号
破産者　波多野則雄
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７号
山口県宇部市大字中山1057番地２、従前の住所大阪市城東区東中浜９丁目１番９号
破産者　三吉　勝幸
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第２８号
山口県宇部市北小羽山町１丁目４番５―105号　小羽山県営住宅
破産者　佐々木　巖
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第２９号
山口県宇部市岬町１丁目７番13―303号、従前の住所山口県周南市遠石２丁目10番16号セジュール遠石Ａ―101号
破産者　武智　貴代
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第５５号
徳島県吉野川市鴨島町喜来49番地４
破産者　今別府里香
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６１号
徳島県徳島市福島１丁目10番29―１号
破産者　黒瀬　攝代
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１００号
香川県高松市木太町2639番地５　マイハウス屋島103号室
破産者　杉峰　光子
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１０４号
香川県高松市木太町1077番地10
破産者　辻　　久男
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第９０９号
北九州市小倉北区下富野３丁目４番54号
破産者　吉井　千鶴
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６４号
北九州市小倉南区若園４丁目12番21号　迫村方
破産者　平山　珠美
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７１号
北九州市八幡西区中の原２丁目６番25―103号
破産者　辻　キトコ
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１２２号
北九州市八幡西区萩原３丁目３番11号
破産者　河野明日香（旧姓堀田）
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１３７号
北九州市八幡西区金剛３丁目15番７号
破産者　榎本　　徹
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１４１号
北九州市八幡西区熊西２丁目３番19―402号
破産者　上村　和栄
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１４６号
北九州市小倉北区泉台２丁目13番11―202号
破産者　佐藤　一則
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１４８号
北九州市小倉北区赤坂２丁目19番７―305号
破産者　入江　英樹
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１６７号
北九州市小倉南区横代東町２丁目３番39メゾンドサンパティークＢ202、住民票上の住所北九州市門司区上馬寄３丁目13番13号
破産者　近藤　翔太
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１７８号
北九州市小倉北区江南町５番40号　レオパレス江南町203号
破産者　中山　章子（旧姓原）
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３号
長崎県松浦市志佐町高野免98番地２　アクシス松浦103号、従前の住所長崎県佐世保市吉井町乙石尾98番地２
破産者　南　　良子
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２５年（フ）第４号
長崎県松浦市志佐町高野免98番地２　アクシス松浦103号、従前の住所長崎県佐世保市吉井町乙石尾98番地２
破産者　南　　淳一
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２５年（フ）第８号
長崎県松浦市志佐町西山免616番地
破産者　田中　康司
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２５年（フ）第９号
長崎県松浦市星鹿町牟田免401番地　介護老人保健施設よかとこ、住民票上の住所長崎県松浦市志佐町浦免287番地１
破産者　川口味津樹
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
長崎県平戸市田平町深月免164番地　市営馬の元団地11号
破産者　近藤百合子
1　決定年月日　平成25年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。

平成 25 年７月５日

独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備　考
京博Ｊ―1261	平成２年６月６日	桐山郁夫	平成25年４月９日	